

お父さん
入って
なかったの？



社長、会社役員、個人事業主と
同居家族、一人親方の皆さん
仕事上の事故では
労災保険の**特別加入の有無**が
あなたと家族の生活を左右します

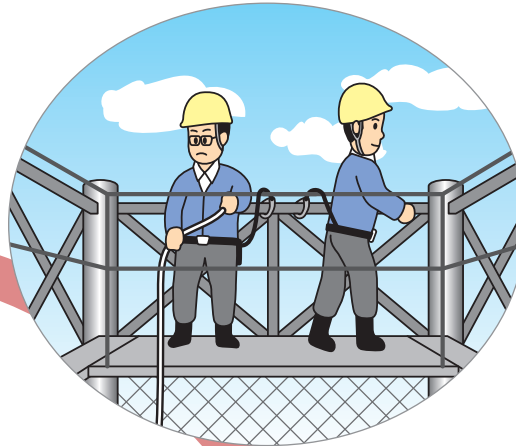
「労災保険特別加入」のご案内

一般社団法人 名北労働基準協会
労働保険事務組合 建設自営業者組合 運送自営業者組合 芸能自営業者組合

ある社長さん一家の悲劇



加藤さん。奥さんと子供2人に囲まれ、念願のマイホームもローンで手に入れ幸福な毎日です。



加藤さんは、長年勤めた建設会社から独立し、今は労働者5名を使う株式会社社長さんです。



ある日、加藤さんは建設現場の2階から転落し、意識不明で病院に運ばれてしまいました。



何とか一命を取り留めることができたのですが、半身不随の障害を負ってしまいました。



ところが、仕事上の事故で健康保険は使えず、社長のため元請会社や自社の労災保険も使えず、治療費は実費となりました。



加藤さんは一生車イス生活、現場の仕事はできません。国からの障害年金も充分でなく、家族4人が暮らすにはまったく足りません。

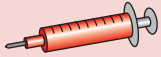
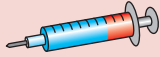
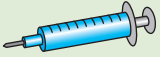









ご存知ですか？国の保険のブラックホール

国の保険で最も給付が充実した労災保険。しかし、給付対象は労働者であり、**社長、法人会社の役員、個人会社の事業主と同居家族、一人親方(自営業者)**の皆さんは、仕事上の事故、病気でも使えません。被保険者5名以上の会社では健康保険も使えず、国民健康保険は労災保険ほど給付が手厚くありません。困った時に助けてもらえない。加藤さん一家は、この**国の保険のブラックホール**に落ち込んでしまったのです。

労災保険の特別加入でブラックホールから脱出

社長、会社役員、個人会社の事業主と同居家族、一人親方の皆さんは、労働者と同じように働き、責任も重く、業務災害の危険性も高いです。そこで、労災保険が使えない方々も、事前加入する事で国の労災保険に加入できる「**労災保険の特別加入**」という制度があります。私ども一般社団法人 名北労働基準協会では、この労災保険の特別加入が可能です。

■加藤さんの業務災害の給付内容シミュレーション

現在の収入		1か月 約60万円	
通常の場合		労災保険に特別加入していた場合 現在の収入に近い日額20,000円で加入の例	
健康保険加入者	国民健康保険加入者		
医療費 なし(全額自己負担) 被保険者4名以下の場合は一 部負担金3割 	一部負担金3割 	医療費 全額無料 	
休業 なし 傷病手当 支給なし 	なし 休業給付 制度なし 	休業給付 月額 約48万円 休業4日目より加入日額の8割 1日1.6万円 打ち切りなし 	
厚生年金加入者	国民年金加入者	厚生年金加入者	国民年金加入者
障害年金 月額 約19万円 障害等級1級の場合 国民年金分を含む 	障害年金 月額 約12万円 障害等級1級の場合 子2人加算 	障害年金 月額 約58万円 障害等級1級の場合 厚生年金分を含む 	
		障害一時金 342万円	
遺族年金 月額 約14万円 国民年金分を含む 	遺族年金 月額 約10万円 お子さん2人分 	遺族年金 月額 約44万円 厚生年金分を含む 	
		遺族一時金 300万円	
その他の保障			
		障害介護給付 月額最高	約 10万円
		死亡時葬祭料 一時金	120万円
		傷病補償年金 月額最高	約 52万円
療養開始後1年6か月経過し傷病等級1級の場合			

※厚生年金のシミュレーション値
 20歳から37歳までの18年間は建設会社に勤務し、賃金は15万円(20歳)から35万円(37歳)に増額し、平均標準報酬月額額は25万円
 38歳から45歳までの7年間は会社社長として、役員報酬は20万円(37歳)から60万円(45歳)に増額し、平均標準報酬額は40万円

※死亡時の給付の18歳未満のお子さんの扱い
 18歳到達で国民年金は支給停止、労災保険は支給額が減額



へー
 こんなに
 違うんだ

ぜんぜん
 知らなかつた



注意

事故の後で特別加入をしても、給付の対象とはなりません。『事前加入』以外、労災保険での救済方法はありません。

労災保険が使えない特別加入が必要な方は？

業務中の事故や病気で、労災保険が使えないのは次の方々です。

■中小事業主…労働者を1人でも使用して事業を行う方(賃金を支払う人がいる)

株式会社	有限会社	個人会社
代表取締役  労働者扱いできない取締役	取締役全員 	息子 事業主 妻 同居の家族 

(その他)
合資会社の無限責任社員、合名会社の代表社員など、労働者と見なされないみなさん。

■一人親方…労働者を1人(または使用しても年100日未満)も使用せず事業を行う方(賃金を支払う人がいない)

労働者を全く使用しない一人親方及び、その家族従事者

 親方だけ	 夫婦だけ	 親子だけ	 兄弟だけ
---	---	--	---

特別加入の保険料は？

特別加入者の保険料は、**希望された日額**と事業の種類ごとに定められた保険率により決まります。

保険率は労働者と同じもので、社長や会社役員さんだから割高ということはありません。

意外に
安いんだ



■月間の保険料

加入区分	中小事業主									
	一般事業									
事業の種類	飲食業・卸売・小売業	ビルメンテナンス	倉庫・警備・消毒・ゴルフ場	印刷・製本業	製造業・輸送用機械器具	繊維工業・繊維製品製造業	機械器具製造業	食料品製造業	貨物取扱業(運送業等)	
保険率	$\frac{3}{1,000}$	$\frac{6}{1,000}$	$\frac{6.5}{1,000}$	$\frac{3.5}{1,000}$	$\frac{4}{1,000}$	$\frac{4}{1,000}$	$\frac{5}{1,000}$	$\frac{5.5}{1,000}$	$\frac{8.5}{1,000}$	
加入日額	6,000円の場合	548円	1,095円	1,187円	639円	730円	730円	913円	1,004円	1,552円
	10,000円の場合	913円	1,825円	1,978円	1,065円	1,217円	1,217円	1,521円	1,673円	2,586円
	20,000円の場合	1,825円	3,650円	3,955円	2,129円	2,433円	2,433円	3,042円	3,346円	5,171円
	25,000円の場合	2,281円	4,563円	4,942円	2,661円	3,041円	3,041円	3,802円	4,183円	6,464円
加入区分	中小事業主							一人親方(建設)	一人親方(運送)	一人親方(芸能)
	一般事業・建設業		建設業(工事現場の労災保険)							
事業の種類	医療業等	事務所・各種サービス業	金属製品製造業	設備工事	既設建築物	組立工事	機械装置すえ付け	建設工事	造園・破壊業	その他の建設工事・管理設
保険率	$\frac{3}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$	$\frac{6}{1,000}$	$\frac{9.5}{1,000}$	$\frac{15}{1,000}$	$\frac{17}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$	$\frac{3}{1,000}$	
加入日額	6,000円の場合	548円	1,643円	2,190円	1,095円	1,734円	2,738円	3,103円	2,008円	548円
	10,000円の場合	913円	2,738円	3,650円	1,825円	2,890円	4,563円	5,171円	3,346円	913円
	20,000円の場合	1,825円	5,475円	7,300円	3,650円	5,780円	9,125円	10,342円	6,692円	1,825円
	25,000円の場合	2,281円	6,844円	9,125円	4,563円	7,223円	11,406円	12,928円	8,365円	2,281円

※保険料は全額経費処理が可能です。

●令和6年4月1日現在の料率です。

特別加入者の給付内容は？

給付の内容は医療費を除き、**加入された日額**によって違います。
ご自身の収入に見合った日額に、加入されることをお勧めします。

いろいろ
出るんだ



療養給付

必要と認められる医療費は、ケガ・病気が治癒するまで全額無料



給付内容		療養補償
加入日額	6,000	必要な医療費は全額給付
	10,000	
	20,000	
	25,000	

休業給付

休業4日目より再び労働可能となるまで、休業1日につき平均賃金日額の8割を支給



給付内容		休業補償
加入日額	6,000	月144,000
	10,000	月240,000
	20,000	月480,000
	25,000	月600,000

障害給付

年金(重度障害)または一時金(軽度障害)を支給。いずれも特別支給金を別途支給



給付内容	障害補償年金		障害補償一時金	
	第1級 (313日分)	第7級 (131日分)	第8級 (503日分)	第14級 (56日分)
加入日額	6,000	月156,500～月65,500	3,018,000～	336,000
	10,000	月260,833～月109,166	5,030,000～	560,000
	20,000	月521,666～月218,333	10,060,000～	1,120,000
	25,000	月652,083～月272,916	12,575,000～	1,400,000
特別支給金	3,420,000～1,590,000		650,000～	80,000

傷病給付

療養開始後1年6か月後に治癒せず、重度障害状態の時、年金と特別支給金を支給



給付内容	傷病補償年金	
	第1級 (313日分)	第3級 (245日分)
加入日額	6,000	月156,500～月122,500
	10,000	月260,833～月204,166
	20,000	月521,666～月408,333
	25,000	月652,083～月510,416
特別支給金	1,140,000～1,000,000	

遺族給付

遺族(妻、18歳未満の子供など)に年金を支給。遺族のいない場合は一時金を支給。

いずれも特別支給金を別途支給



給付内容	遺族補償一時金 遺族0人 (1000日分)	遺族補償年金		遺族特別支給金	葬料
		遺族1人～遺族4人以上 (153日分)	遺族4人以上 (245日分)		
加入日額	6,000	6,000,000	月76,500～月122,500	日額・遺族数に関係なく一律300万円支給	495,000
	10,000	10,000,000	月127,500～月204,166		615,000
	20,000	20,000,000	月255,000～月408,333	1,200,000	
	25,000	25,000,000	月318,750～月510,416	1,500,000	

その他

就学等援護費、介護給付、義肢等の支給、温泉保養、各種アフターケア



特別加入せずに事故にあわれた方“5つの誤解”

オレは事故にあわない!

労災保険受給者は年間55万人。1年で100人に1人、一生で2人に1人が労災事故に遭う確率で、身近で恐ろしい問題です。



ええっ 保険使えないの?

社長さんたちが仕事、通勤中の事故で労災保険、健康保険が使えないことは、案外知られていません。



保険は沢山入っている!

保障の基礎になるのが国の保険。民間保険だけの加入は、車の自賠責保険に入らず、上乗せ保険に入ると同じです。



労災保険は難しい!

国の保険は営利を目的とせず、要件を満たせば必ず給付を行います。給付手続きも、当協会が万全なお手伝いをしています。






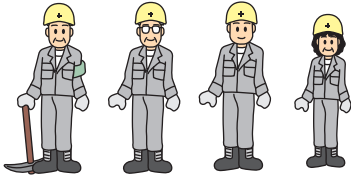
労災保険は掛け捨てだ!

広告費に膨大な経費をかけず、最も保険料が安く給付内容が充実した保険は、掛け捨ての国の保険です。



だから入って
なかったのね

特別加入できる条件は？

	労働者を使用する	労働者を使用しない
対象	社長、法人会社役員、個人会社の事業主と同居家族の皆様	自営業者(一人親方)とその家族の皆様
条件1	自社の労働保険(労災・雇用保険)を 労働保険事務組合に事務委託 することで、特別加入ができます	自営業者組合 に加入することで、特別加入ができます
条件2	事務委託できるのは次の中小企業です 建設、製造業、その他 常時使用労働者300名までの企業  卸売、サービス業 常時使用労働者100名までの企業  金融、保険、小売、不動産業 常時使用労働者50名までの企業 	加入できるのは次の業務の自営業者です 建設 運送 芸能  その他 個人タクシー、個人貨物運送、医薬品配置販売、再生資源取扱い、介護作業等 ※その他の業務の特別加入は当協会では取り扱っておりません。

労働保険事務組合

中小事業主に代わり、労働保険の事務を処理できるよう、行政が認可した団体です。

労働者の入退社の際のハローワークへの届出等の、労働保険の様々な**書類の作成、行政への届出等を代行**します。

社団法人 名北労働基準協会は名古屋北労働基準監督署の関係団体として様々な活動を行い、昭和43年に設立された労働保険事務組合は、迅速、確実な事務処理を行い、建設ゼネコン、各種団体の推薦事務組合ともなっております。



建設・運送・芸能自営業者組合

建設自営業者組合は、建設業に従事される自営業者の**労災保険特別加入と労災保険手続**のために、社団法人名北労働基準協会が平成18年に設立した団体です。運送自営業者組合は、平成27年に設立した団体です。芸能自営業者組合は、令和3年に設立した団体です。



労働保険のスペシャル集団

費用一覧表

名北労働基準協会への入会(活動内容は次のページをご覧ください)と労働保険の事務委託に必要な費用です。特別加入保険料とは別に必要です。

■中小事業主

令和6年4月1日現在(円)

従業員規模(名)	協会費	委託手数料	合計
	月額	月額	月額
1~4	1,900	2,277	4,177
5~9	1,900	3,036	4,936
10~19	2,300	3,663	5,963
20~29	2,300	4,422	6,722
30~49	2,760	5,181	7,941
50~99	3,750	5,940	9,690
100~149	4,800	6,831	11,631
150~199	5,800	7,711	13,511
200~249	6,350	8,602	14,952
250~300	7,150	9,482	16,632
その他	特別加入手数料	1名	210
	初期手数料		委託開始月のみ 5,500

■一人親方

令和6年4月1日現在(円)

協会費	委託手数料	合計
月額	月額	月額
275	1,001	1,276

※消費税については、会費は非課税、委託手数料・特別加入手数料・初期手数料は課税(内税)となります。

安
ま
心
か
だ
せ
ね
て



名北労働基準協会の活動内容

一般社団法人 名北労働基準協会では約4,000社の会員企業等の労働災害の防止、円滑な労務管理のための、様々なサポート活動を行っております。
ご加入後は会員としてのご活用が可能です。



会社も
安心だね

労務管理 成功の秘訣
困った時の相談先を
作ること

無料 労働相談

法律の内容、行政手続方法、就業規則作成改訂、労務紛争解決などの相談を、労働の専門家企業が企業の立場で、**問題解決までいつでも何度でも無料でアドバイス**します。

- 企業の労働問題 何でも相談室 社会保険労務士
来局、電話、メール、ファックス相談
常設専用ダイヤル 企業の労働何でも110番
企業の労働110番 (052) 961-7110
- 働き方改革相談室 社会保険労務士
- ハラスメント相談室 公認心理師等
- メンタルヘルス相談室 公認心理師等
- リスクアセスメント相談室 労働安全コンサルタント
- 化学物質管理相談室 作業環境測定師等
- ISO認証取得相談室(瀬戸協会共催) ISO指導員



労務管理 成功の秘訣
自らも知識を
習得すること

教育・講習

教育・講習を実施し**受講費用を助成し**(1名1,000円~8,000円)、**無料講習**を開催します。

法定教育	<p>管理者 安全衛生・衛生推進者資格講習(規模10~50名未満事業場)、安全・衛生管理者各種教育(規模50名以上事業場)、職長教育(現場監督・職長)、有害・危険作業管理者教育(プレス、有機溶剤、酸素欠乏、特定化学物質・四アルキル鉛、乾燥設備、はい作業、鉛作業)、各種管理者教育(管理能力向上研修、人事課業者研修、メンタルヘルスマネジメント研修等)</p> <p>作業 新規雇入者安全衛生教育、各種作業従事者教育(フォークリフト、ガス溶接、アーク溶接、グラインダ、動力プレス、粉じん、酸素欠乏、有機溶剤、携帯丸のこ、フルハーネス、ダイオキシソ、VDT)等</p> <p>その他 各種説明会(改正法律等、安全・衛生週間)、労働問題セミナー、労働実務講習、各種勉強会、各種見学会</p>
------	--



労務管理 成功の秘訣
最新の情報を
迅速に入手すること

情報提供

最新の労働情報を**無料**でお届けします。

- 機関誌「Meihoku」毎月発行
- 労働壁新聞「SSH通信」隔月発行
- ホームページ開設(各種支援事業・講習会情報ほか)
- 「労働保険事務組合たより」季刊発行



労務管理 成功の秘訣
外部のサービスを
フル活用すること

各種支援

労務管理・安全衛生についての各種支援活動を実施します。

- 安全衛生・労務管理教育DVD等**無料**貸出
- 労働日誌**無料**配付(毎年12月)
- 法令用紙・関係資料**無料**送付
- 安全衛生用品斡旋



労務管理 成功の秘訣
労働者の心と体を
守ること

心と体 健康増進

心と体の健康増進を図る事業を実施します。

- メンタルヘルス総合推進事業
無料相談、管理者研修、医師等連携による初期診断・職場復帰時診断
- 健康診断費用助成制度
法定定期健康診断を実施し、従業員30名未満の会員事業場の健診費用を**1名2,000円助成**



労務管理 成功の秘訣
福利厚生制度を
充実させること

福利厚生

企業と労働者の安心・健康・福祉を担う、福利厚生活動を実施します。

- 中小企業退職金共済制度
- 労災上乘保険制度
- 労災賠償保険制度
- 財形制度普及事業



労務管理 成功の秘訣
優秀な人材を
確保すること

人材確保 育成

厚生労働大臣認可の**無料職業紹介事業**等を実施します。

- 無料職業紹介
- 高齢者就業支援
- 外国人技能実習生受入・育成
- 求人担当者能力向上活動





行
つ
て
き
ま
す

事故の後では遅すぎます!! ご家族の安心のため ぜひとも労災保険に特別加入ください

一般社団法人 名北労働基準協会
 労働保険事務組合
 建設自営業者組合
 運送自営業者組合
 芸能自営業者組合

〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1
 TEL (052)962-0421
 FAX (052)955-6858
 E-mail hokenjimu@meihokurouki.or.jp

名北労働基準協会

検 索



お問い合わせ・ご加入連絡票 上記までお送り下さい

代理人 記入欄	会社名 役職名		お名前 (担当者名)	
	所在地	〒		
電話番号	TEL 携帯 () -		FAX() -	
ご連絡事項 <input type="checkbox"/> → <input type="checkbox"/> に 塗って下さい	<input type="checkbox"/> 説明を聞きたいので <input type="checkbox"/> 加入したいので		<input type="checkbox"/> 電話してほしい <input type="checkbox"/> 手続きしてほしい	

